

# 自治基本条例

vol.13

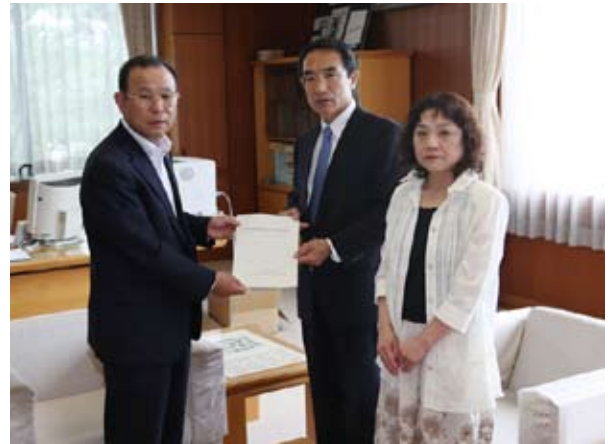
～桂川町の未来をみんなで創ろう！～

## 井上町長に提言書を提出！

6月27日、自治基本条例みんなで考える委員会を代表して、中村寛委員長と大野円副委員長が町長室を訪問し、井上町長に提言書を提出しました。

中村委員長は、「素案を作っていくに当たり、大変なことも多くありましたが、約1年かけて委員会で作成してきた素案が完成して、安堵の思いでいっぱいです」と報告。

井上町長は、「この提言書を尊重し、パブリックコメントを実施するとともに、法律の専門的な検討を行うなど、議会提案に向けて最終的な制定作業を進めていきたい」と語られました。



▲井上町長に提言書を提出する中村寛委員長（中央）と大野円副委員長（右）

### 桂川町自治基本条例に関する提言書 より抜粋

わたしたち、桂川町自治基本条例みんなで考える委員会の委員23名は、平成24年6月28日に自治基本条例の策定に関する検討を行うため井上利一桂川町長から委嘱を受けました。

以来、約1年の間にみんなで考える委員会を19回、素案策定部会を12回開催し、自治基本条例の策定の意義、目的、盛り込むべき内容等について検討を行いました。

議論を進めていく中で、委員会では、将来の桂川町の目指すべき姿について、各委員からは活発な発言があり、なかなか意見がまとまらない場面もありましたが、粘り強く協議を重ねてきました。

この間、講師を招き自治基本条例についての研修会を開催し、委員全員の意思の統一を図りました。また、昨年12月に開催された自治基本条例シンポジウムでは、4名の委員がパネルディスカッションにパネリストとして参加し、この条例への期待や必要性について意見を述べました。

このシンポジウムにおいて、多くの町民の皆さんから寄せられた意見も踏まえながら議論を尽くしてきました。

私たちは、まちづくりの主体である町民と議会及び行政が協力・協働して、真に豊かで活力のある桂川町を築いてくための条例を「桂川町自治基本条例」として、町民が主体の自治を推進するための基本となるルールなどを定めた桂川町の最高規範と位置付けます。

この提言書では、条例に盛り込むべき内容を、桂川町自治基本条例素案としてまとめています。

今後は、みんなで考える委員会の論議の経過を踏まえ、行政及び議会の場で十分に検討していただき「桂川町自治基本条例」が策定され、「町民が主体の自治」の実現が達成されるよう願っています。

平成25年6月27日

桂川町自治基本条例みんなで考える委員会

【問合せ先】 企画財政課 企画調整係 ☎65・1085